

## 第2次東郷町地域福祉グランドデザイン 事業一覧（社協）

資料 3

### 基本目標1 つながり支え合う地域づくり

基本施策	取組	町関連取組	取組内容	事業名	事業の内容	担当課
（1）福祉や地域に対する関心・意識の向上	1 福祉を学ぶ機会の充実	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社協だよりやボランティア広報紙「アイリス東郷」、社会福祉協議会のホームページなどにおいて、福祉に関する情報を発信します。</li> <li>・コミュニケーションセンターや児童館などにおいて、ボランティア講座や出前講座などを開催します。</li> <li>・町内の小・中学校を対象に、障がいのある人や高齢者との交流・体験を通じて、地域の福祉課題に気づき、「共に生きる力」や豊かな人間性を育むことをを目指した福祉教育を実施します。</li> </ul>	福祉実践教室	町内の小・中学校を対象に、障害者や高齢者との交流・体験を通じて、児童・生徒が地域の福祉課題に気づき、「共に生きる力」や豊かな人間性を育むことをを目指した福祉教育を実施します。	地域福祉係
				青少年ボランティア福祉体験学習会	ボランティアに関心を持っていただき、青少年の社会参加と地域福祉への啓発を行うことを目的に、町内の中学3年生と高校生対象に、町内の高齢者サロンや施設等で夏休みにボランティアの体験をする機会を作ります。	地域福祉係
				福祉についての学習会と情報発信	地域住民に対して、顔の見える関係の大切さや地域での居場所のつくり方など自分が暮らす地域について知る学習会を実施する。 <b>また社協だよりやSNSを通じた地域福祉の情報発信を行います。</b>	地域福祉係
（2）地域福祉活動の担い手づくりと活動を支える仕組みづくり	2 地域福祉の理解促進と課題共有の場の創出	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民に対して、顔の見える関係の大切さや地域での居場所のつくり方など自分が暮らす地域について知る学習会を開催します。</li> <li>・福祉に関する講座を開催し、個人や地域の課題共有の場として活用します。</li> </ul>	福祉実践教室【再掲】	町内の小・中学校を対象に、障害者や高齢者との交流・体験を通じて、児童・生徒が地域の福祉課題に気づき、地域とのつながりが希薄化する中で、子どもたちが地域と関わりながら学ぶ機会を提供することにより、福祉への関心と理解を深めます。	地域福祉係
				福祉講座の開催	福祉への理解と関心を高めることを目的に、福祉の基本的な考え方を学ぶ入門講座や、体験を通じて福祉を身近に感じる体験型講座を実施します。	地域福祉係
（3）民生委員・児童委員の活動支援	3 民生委員・児童委員の活動支援	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民生委員・児童委員の活動に関する相談対応や、東郷町民生委員児童委員協議会への助成などを通じて、民生委員・児童委員による地域での見守り活動や相談支援などの継続的な展開を支援します。</li> </ul>	福祉団体に対する助成	東郷町民生委員児童委員協議会に対し、助成金を交付している。これにより、委員の活動に必要な体制整備や事業の円滑な実施を支援し、地域における見守り活動や相談支援などの継続的な展開を後押しします。	地域福祉係
				民生委員との連携・協働	東郷町民生委員児童委員協議会の地域活動に対し、必要時に情報交換や同行訪問、個別課題や地域課題への相談支援をおこないます。	生活支援係
（4）ボランティア活動などの活性化	4 ボランティア活動などの活性化	5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ボランティアセンターにおいて、ボランティア活動の相談受付や情報提供、講座の開催、団体支援などを行います。町民が自らの関心や経験を生かして地域と関わる機会を創出し、継続的な活動へとつなげることで、福祉活動の担い手づくりを推進します。</li> <li>・活動先のコーディネートやマッチング、団体同士の交流会の開催、高齢者ボランティアポイント制度の運営などボランティア活動がしやすい環境を構築します。</li> </ul>	各種ボランティア講座の開催	地域におけるボランティア活動の裾野を広げ、活動への参加を促進することを目的に、多様な分野に関する養成講座を実施します。	地域福祉係
				ボランティアセンターの運営	地域福祉を支える人材の育成と活動支援を目的に、ボランティア活動の相談受付や情報提供、講座の開催、団体支援などを行います。また、福祉活動の担い手づくりを推進します。	地域福祉係
				生活体制整備事業の受託	地域支え合いコーディネーターを配置し、協議体を使って、互助を基本とした住民の支え合い活動を創出します。	地域福祉係
				ボランティア交流会の実施	東郷町ボランティアセンターに登録しているボランティアが一堂に会し、ボランティア同士の交流を通じて地域のボランティア活動への理解を深め、参加のきっかけをつくることを目的に交流会を開催します。	地域福祉係
				ボランティア活動に対する助成	社協ボランティアセンターに登録し、自主的かつ継続的に活動しているボランティア団体に対して助成金を交付し、地域におけるボランティア活動の推進を図ります。	地域福祉係

基本施策	取組	町閲連取組	取組内容	事業名	事業の内容	担当課
(3) 地域での支え合いの推進	5 地域活動の活性化	5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町内で市民や団体などが主体的に行う地域福祉活動に対し、赤い羽根共同募金を財源に助成を行い、地域福祉の活性化と共同募金運動の理解を図ります。</li> <li>・既存の地域活動の支援を行うとともに、新たな地域活動の創出に向けて、活動に意欲のある市民が地域で活動できるよう、コーディネートします。</li> </ul>	地域支え合いコーディネーターによる地域訪問	地域支え合いコーディネーターが、各地区で行われている高齢者向け住民サロンや介護予防教室に参加し、地域の情報や課題を収集し、地域資源を把握します。	地域福祉係
				サロンに対する助成	地域福祉の向上を図るため、地域に根ざした福祉活動を行うサロンに対し助成金を交付します。	地域福祉係
				地域活動に対する助成	町内で市民や団体等が主体的に行う地域福祉活動に対し、赤い羽根共同募金を財源に助成を行い、地域福祉の活性化と共同募金運動の理解を図ります。	地域福祉係
				社協会員募集/赤い羽根共謀募金	社協会員になることや募金をおこなうことで、様々な地域福祉の課題解決に取り組む団体や活動を支援します。	生活支援係
				備品貸し出し事業	地域活性化の取り組みとして申請のあった方に無料で社協の備品である綿菓子機、ポップコーン機、かき氷機、高齢者擬似体験セット、ボッチャセット、車いすのを貸出します。	生活支援係/総務係
	6 見守り・声かけの推進	7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・見守りを行っている市民や団体の相談支援など、市民が主体となった定期的な訪問や声掛け活動の継続を支援します。</li> </ul>	見守り・声かけボランティア活動への支援	地域住民が自主的に気になる人をリストアップし、定期的な訪問や積極的に声かけをしているボランティア活動がスムーズにいくように後方支援をします。	地域福祉係
(4) 孤立防止と生きがいづくりの推進	7 地域の防災・災害対応力の強化	8	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時に災害ボランティアの受け入れができるよう、災害ボランティアセンターの設置に向けた準備を進めます。</li> <li>・地域の防災力を高めるため、モデル地区を対象に市民向けに防災勉強会を実施します。</li> <li>・地域で実施される避難訓練に参加し、自主防災について現状を把握します。</li> <li>・地域のイベントに防災ブースを出展し、防災・減災について啓発します。</li> </ul>	地域での防災事業に参加・協力	地域で実施される避難訓練に参加し、自主防災について現状を把握する。また地域の防災力を高めるため、地域のイベントで防災ブースを出展し、防災・減災についての啓発を図ります。	地域福祉係
				災害ボランティアコーディネーターの養成	災害発生時に地域内外から集まるボランティアと被災者の支援ニーズをつなぐ災害ボランティアコーディネーターの育成を目的に講座を実施します。	地域福祉係
				防災についての勉強会実施	モデル地区を対象に住民向けに防災勉強会を実施し、地域の防災力を高めます。	地域福祉係
				災害ボランティアセンター設置・運営訓練	有事に備え、災害ボランティアセンターの設置・運営の訓練を実施します。	地域福祉係
(4) 孤立防止と生きがいづくりの推進	8 地域の多様な居場所づくり	9	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域支え合いコーディネーターを中心とした地域のサロン活動を支援し、地域課題や要援護者の早期発見、必要な支援へつなぐことができるようになります。</li> <li>・食事の提供や学習支援など子どもの居場所づくりを目的として活動する団体に対して、経費の助成など、活動の支援を行います。</li> </ul>	子どもの居場所づくりの立ち上げに向けた支援	食事の提供や学習支援等子どもの居場所づくりを目的として活動する団体に対して、経費の助成をします。	地域福祉係
	9 社会参加や交流の促進	10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民同士の交流を促進するため、地域のイベントや福祉団体の活動などで必要な機材の貸し出しなどの支援をします。</li> <li>・ボッチャなど障がいのある人でも楽しめるスポーツの講座やレクリエーション大会、ひとり暮らし高齢者対象の交流会、障がいのある人を対象としたクリスマス会などを開催します。</li> </ul>	各種交流事業	レクリエーションボッチャやクリスマス会など市民同士が交流できるイベントを開催します。また、 <b>地域で住民同士の交流を促進するため必要な機材を貸し出します。</b>	地域福祉係 <b>生活支援係</b>
				ボランティア情報の提供	ボランティアに関心のある市民に向けて、ボランティア養成講座や募集案内などの情報を提供します。	地域福祉係

基本 施策	取組	町関 連取組	取組内容	事業名	事業の内容	担当課
(5) 地域 がの り多 の様 促な 進主 体間 のつな ぎ	10 多様な主体 (企業・学 生)の参画 促進	11 ・ボランティア活動などへの学生の 参加を促進するため、学校を通じ て、学生が参加しやすく、関心を持 ちやすいイベントや活動を紹介しま す。 ・多様な主体がそれぞれの特色を生 かし、地域福祉活動へ参加、協力で きるよう支援します。 また、課題解決に向け必要に応じた 主体同士がつながることを支援しま す。		ボランティア情報の 提供【再掲】	ボランティアに関心のある町民に向けて、 ボランティア養成講座や募集案内などの情 報を提供します。	地域福祉係

## 第2次東郷町地域福祉グランドデザイン 事業一覧

### 基本目標2 丸ごと受け止める体制づくり

基本施策	取組	町閲連取組	取組内容	事業名	事業の内容	担当課
(1) 包括的な実相談支援体制	11 属性を問わない相談支援の充実	13	・町からの受託や独自に実施する相談窓口において、年齢、障がい、国籍、経済状況など、個人の属性を問わず、包括的に相談を受け止めます。	CSWの配置	属性や世代を問わず包括的に相談を受け止め、支援機関のネットワークで対応します。 複雑化・複合化した課題については適切に多機関協働事業につなぎます。	生活支援係
	12 地域の身近な相談先としての機能強化	-	・コミュニティソーシャルワーカー（CSW）が、地域の身近な生活課題に気づき、町や専門支援機関と連携しながら地域で支える仕組みづくりに取り組みます。 ・地域包括支援センター及び障がい者相談支援センターの受託運営や訪問活動を通じて、異変などに気付いた場合は、関係機関への情報提供や支援をします。	包括支援センターの運営	北部地域包括支援センターを運営します。	北部地域包括支援センター
				障がい者相談支援センターの運営	東郷町障がい者相談支援センターを運営します。	障がい者福祉係
(2) 連携により支援につなぐ仕組みの充実	13 重層的支援会議による連携強化	16	・社会福祉協議会が実施する相談支援機関のうち、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）が多機関協働事業に協力するとともに、社会福祉協議会の全ての相談支援担当者が複雑化・複合化する課題の解決に向け、関係機関と連携・協力して取り組みます。	重層的支援会議による連携強化	社協が実施している相談支援機関や相談担当者が複雑化・複合化する課題に対して、情報共有や連携や協力していくことで相談支援を実施します。	生活支援係 包括支援センター係 障がい者福祉係
	14 支援が届きにくい人へのアウトリーチ支援	17	・地域で活動する民生委員・児童委員・区長・自治会長、その他の町民などと交流を図り、制度の狭間で支援が行き届かない人や、複雑化・複合化した生活課題を抱える世帯へ支援を届けることができるよう、地域に出向き、町民のニーズや地域生活の課題を把握します。	アウトリーチ等を通じた継続的支援事業の実施	世帯全体が複雑化・複雑化した生活課題を抱える世帯の情報等、支援が行き届かない人に支援を届けることができるよう、地域に積極的に出向き、地域住民のニーズ、地域生活課題の把握を行います。	生活支援係
	15 参加支援	18	・コミュニティソーシャルワーカー（CSW）が町民を含めた関係機関と連携し、身近な地域で対象者を理解し見守る環境を整備します。 ・既存の居場所を世代や属性を問わない活動場所として充実するよう働きかけ、社会とのつながりの弱い人が、それらの地域資源を通して、社会とつながることができるよう支援します。	個別支援の実施	CSWが担当し個別支援であきらかになった本人の強みに着目し、既存の居場所等を活用し社会参加ができるように、アセスメントとコーディネートを行います。	生活支援係
(3) 多様な福祉サービスの充実	16 住民主体の支え合い活動の創出	-	・地域支え合いコーディネーターが、各地区で行われている高齢者向けサロンや介護予防教室に参加し、地域の情報や課題を収集し、地域資源を把握し周知に努めます。 ・協議体を運営し、互助を基本とした町民の新たな支え合い活動の創出を支援します。	住民同士の支え合いを中心とした地域資源の把握	地域支え合いコーディネーターが、各地区で行われている高齢者向け住民サロンや介護予防教室に参加し、地域の情報や課題を収集し、地域資源を把握し周知に努めます。	地域福祉係
				協議体の運営	生活圏域ごとに協議体を設置し、住民と共に互助を基本とした支え合い活動を創出します。	地域福祉係
(4) 福祉に関する制度やサービスの周知	17 多様な媒体を活用した情報提供	22	・社会福祉協議会の広報紙、ホームページ、SNS、地域の掲示板など、町民の利用状況に応じた多様な媒体を活用し、福祉に関する制度やサービス、相談窓口の情報を積極的に発信します。 ・年代やライフスタイルに合わせた効果的な伝達手段を検討し、伝わりやすく、分かりやすい情報提供の方法を導入するとともに継続的に見直します。	社協だより、ボランティアセンターたより、ホームページ・SNSによる情報発信	年に3回、町民向けに社協だよりとボランティアセンターたよりを発行します。ボランティアセンターたよりは地域住民のボランティアを編集作業を行っており、住民の目線での読みやすい内容になるように心がけます。	地域福祉係
	18 情報アクセシビリティの向上	23	・情報発信の方法などを工夫し、誰もが必要な情報が得られるようにします。	社協だより、ボランティアセンターたより、ホームページ・SNSによる情報発信	年に3回、町民向けに社協だよりとボランティアセンターたよりを発行します。ボランティアセンターたよりは地域住民のボランティアを編集作業を行っており、住民の目線での読みやすい内容になるように心がけます。	地域福祉係

## 第2次東郷町地域福祉グランドデザイン 事業一覧

### 基本目標3 誰もが大切にされる環境づくり

基本 施策	取組	町閲 連 取組	取組内容	事業名	事業の内容	担当課
(1) 生活困窮者などの自立支援の充実	19 生活・学習・住まいの包括的支援の充実	24	<ul style="list-style-type: none"> <li>・低所得者などの相談を受けて、生活困窮者自立支援制度への繋ぎや生活福祉資金貸付制度の適切な運用を行い、対象者の自立を図ります。</li> <li>・町や尾張福祉相談センターといった関係機関との連携を強化します。</li> </ul>	まんぷくボックスによる食糧支援	一時的な生活上の困難に直面している世帯に対して食料等の支給を行います。	生活支援係
				くらし資金貸付事業の実施	生活の不安定な低所得世帯に対して、日々のくらしでの不時の出費において必要となる小口資金を貸し付け、その生活を保全します。	生活支援係
				生活福祉資金貸付事業の実施	生活の不安定な低所得世帯に対して、日々のくらしでの不時の出費において必要となる小口資金を貸し付け、その生活を保全します。	生活支援係
				日常生活自立支援事業の実施	認知症高齢者、知的・精神に障がいのある方で、ひとりでお金の出し入れなどに不安がある方が地域で安心した生活が送れるように、福祉サービスの利用手続きや金銭管理のお手伝いをします。	生活支援係
	20 貧困対策に関わる団体などとの連携や支援	26	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象者の状況に応じ、子ども食堂やフードバンクなど、貧困対策に関わる団体などと連携し、支援を行います。</li> <li>・団体の活動に対する地域の理解やサポートが広がるよう取り組みます。</li> </ul>	フードドライブ事業の実施	ご家庭で使いきれない未使用の食品を集め、生活困窮世帯や子ども食堂及び地域サロンなどの、無料または低額で食事を提供している団体等へ寄付します。	生活支援係
	21 生活課題を支えるしくみづくり	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談を受ける中で、社会参加に係る支援の必要性がある事例について、支援対象者本人やその世帯の状況などを適切に把握し、既存の社会参加に向けた支援では対応することができない個人や世帯のニーズに対して、社会とつながるきっかけづくりや、地域の社会資源とのマッチングを行います。</li> </ul>	地域づくり事業	社会参加に係る支援の必要性がある事例について、支援対象者本人やその世帯の状況等を適切に把握し、既存の社会参加に向けた支援では対応することができない個人や世帯のニーズに対して、社会とつながるきっかけづくりや、地域の社会資源とのマッチングを行います。	生活支援係
						地域福祉係
推進(2) へひる生 きこもら り支援 などの感	22 支援者(理解者)の育成・支援	30	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域で当事者に関わる支援者や理解者の層を広げるため、生きづらさを感じている人に関する正しい理解を促進する情報発信や啓発事業を行います。</li> </ul>	啓発事業	地域住民向けに、生きづらさを感じている人に関する正しい理解を促進する情報発信や講演会などを実施します。	生活支援係
(3) 権利擁護支援体制の充実【成年後見制度利用促進計画】	23 権利擁護に関する相談支援の充実	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>・判断能力に不安のある人の日常的な金銭管理の支援や相談を受け、不安の解消に努めます。</li> <li>・制度の紹介や適切な判断による申立支援など、当事者の意思決定支援を重視した利用促進を町と協働で取り組みます。</li> </ul>	日常生活自立支援事業の実施	判断能力に不安のある人の日常的な金銭管理の支援や相談をおこない、不安の解消に努めます。	生活支援係
				成年後見制度の利用促進	成年後見制度の紹介や適切な判断による申立支援など、当事者への意思決定支援を重視した利用促進に努めます。	生活支援係
	24 日常生活自立支援事業の実施	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活を送る上で十分な自己決定や意思表示が困難な人が、地域で安心して生活ができるように、様々な地域資源を活用しつつ、地域包括支援センターや居宅介護支援事業所などの専門支援機関や行政などと連携しながら、専門員による相談支援、生活支援員による定期訪問支援などを行います。</li> </ul>	日常生活自立支援事業の実施	認知症高齢者、知的・精神に障がいのある方で、ひとりでお金の出し入れなどに不安がある方が地域で安心した生活が送れるように、福祉サービスの利用手続きや金銭管理のお手伝いをします。	生活支援係
	25 担い手の養成・支援	33	<ul style="list-style-type: none"> <li>・尾張東部権利擁護支援センターが開催する市民後見人養成講座の運営に協力し、地域の権利擁護の担い手の確保に努めます。</li> </ul>	市民後見人養成講座への協力	尾張東部権利擁護支援センターが開催する市民後見人養成講座に職員を派遣、地域への周知活動など運営に協力し、地域での権利擁護の担い手の確保に努めます。	生活支援係
帰(4) の支 援 のや 推進行 画	26 再犯防止に関する広報・啓発	36	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>犯罪や非行防止</b>に取り組むボランティアなどの周知や広報に協力し、活動への理解を促進します。</li> </ul>	再犯防止に関する広報・啓発	保護司会や更生保護活動に取り組むボランティアなどの周知や広報に協力し、活動への理解を促進します。	生活支援係 地域福祉係

基本 施策	取組	町閲 連取組	取組内容	事業名	事業の内容	担当課
「一を 再し 犯た 防人 止の 推社 進会 計復	27 <b>更生保護団 体などの活 動支援</b>	38	・更生保護に携わる保護司会と更生 保護女性会への活動 <b>を支援します。</b>	福祉団体の助成	更生保護に携わる保護司会と更生保護女性 会へ活動助成を行います。	地域福祉係
えへ 殺合(5) 対う 策地生 推域き 進づる 計くこと 画りと 「一を 自支	28 <b>地域におけ るネット ワークの強 化</b>	42	・コミュニティソーシャルワーカー (C SW) が地域に積極的に出向 き、町民の様々な気がかりを把握 し、対象者が地域で孤立しないよう に交流できる機会の創出に努めま す。	地域会議の開催	・C SWが地域に出向き、地域住民が気に なる人の情報 <b>を</b> 把握し、対象者が地域で孤 立しないように交流できる機会の創出に努 めます。	生活支援係